

震災等関連学習で東日本大震災・原子力災害伝承館を  
訪れる県内学校の皆さまへ

# バス経費の一部を 補助します

令和5年3月30日  
更新

令和5年4月1日より、令和5年度の申請受付を開始します。

〈補助対象期間〉令和5年4月1日～令和6年3月31日までの来館

- ※ 補助金申請の受付は先着順とし、期間内であっても予算がなくなり次第終了となります。
- ※ 本補助制度は令和6年度末が終期となっています。
- ※ この事業は「東日本大震災子ども支援基金」を活用しています。

## 補助の条件と対象団体

### ■補助の条件

東日本大震災・原子力災害に関する学習を実施し、かつ伝承館を行程に取り入れた場合

### ■補助の対象団体

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校（高等課程のみ）及びその他知事が特に認める学校のうち、福島県内を所在地とするもの

## 補助の対象となるバスの補助額

### ■補助の対象となるバス

一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けている事業者のバス

### ■バス1台当たりの補助額

バス代、有料道路代及び駐車場料金が補助の対象となります。

※ 税込額が補助の対象となります。

※ 補助金申請は伝承館来館日の10日前までに申請してください。

※ 補助金交付額が予算額に達した場合は、その時点で受付終了となりますのでご了承ください。  
受付終了後はキャンセル待ちといたします。

区分 (補助対象団体の所在地)	補助上限額(継続校)	補助上限額(新規校)
浜通り	70,000円	90,000円
中通り	75,000円	95,000円
会津	90,000円	120,000円

※ 新規校とは令和4年度まで「東日本大震災・原子力災害伝承館学習活動支援事業（バス経費補助）補助金」の交付を受けたことのない学校等をいいます。

申請に関する  
お問い合わせ

〒963-0101 郡山市安積町日出山1丁目145番地  
東日本大震災・原子力災害伝承館学習活動支援事務局  
電話 080-6033-2389 FAX 024-953-7085  
メールアドレス [densho@higashi-denshokan.jp](mailto:densho@higashi-denshokan.jp)  
受付時間：9:30～17:00（土日祝祭日を除く）

## 補助の対象となる行事

### 震災等関連学習

東日本大震災及び原子力災害に関する学習を実施し、かつ東日本大震災・原子力災害伝承館を行程に取り入れた補助の対象団体に対し、その移動に係るバス経費の一部について交付する。

## 補助の対象となるバス

一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けている事業所のバス等

### 注意事項

- ※行程全体の内容が震災関連学習を主たる目的としていないことが明らかな場合、学校の教員以外が児童、生徒を引率する場合は補助対象外となります。
- ※本補助金以外の補助金等を併用して交付を受けることは可能ですが、本補助金とそれ以外の補助金等との合計額がバス経費の総額を超えない範囲での交付となります。
- ※福島県が実施している他の補助金と併用して交付を受けることはできません。

### 必要書類

- 東日本大震災・原子力災害伝承館学習活動支援事業補助金交付申請書(様式第1号)  
(添付書類)
  - ①行程表(任意様式)
  - ②バス経費の見積書の写し(バス事業者等が発行したもの)
  - ③本補助金以外の補助金等を併用する場合は当該補助金等の交付申請書又は交付決定書通知書の写し
- 東日本大震災・原子力災害伝承館学習活動支援事業(バス経費補助)(様式第2号)見積書・実績額証明書

### 補助金交付決定通知書

(予算の範囲内で補助金を交付します。また、補助金額が予算に達した場合は、その時点で新規受付は終了となります。)

交付決定後、申請内容に変更があった場合は、速やかに「東日本大震災・原子力災害伝承館学習活動支援事業(バス経費補助)補助金変更(中止)承認申請書(様式第3号)」を提出すること。

### 東日本大震災・原子力災害伝承館学習活動支援事業(バス経費補助)完了報告書(様式第4号)

- 東日本大震災・原子力災害伝承館学習活動支援事業(バス経費補助)補助金実績報告書(様式第5号)  
(添付書類)
  - ①実際に催行された行程表(任意様式)
  - ②東日本大震災・原子力災害伝承館学習活動支援事業(バス経費補助)見積書・実績額証明書(様式第2号)及びバス経費の請求書又は領収書又は実績額を証する書類の写し(バス事業所等が発行したもの)
  - ③本補助金以外の補助金等を併用した場合は、当該補助金等の実績報告書又は補助金等の額の確定通知書又は補助実績額を証する書類の写し
  - ④その他知事が必要と認める書類

### 補助金の額確定通知書

(補助金確定額が交付決定額と同額の場合は省略)

### 東日本大震災・原子力災害伝承館学習活動支援事業(バス経費補助)補助金交付請求書(様式第7号)

(添付書類)

- ①金融機関名、口座番号、口座名義人カナの分かる書類(通帳の写し等)を必ず添付すること。

請求書の受付後に指定の口座へ振込

### 申請者

### 受付窓口

①補助金交付申請  
来館の10日前まで  
メールで申請

②申請書の受付

④受領

③書類の審査

震災等関連学習

⑤完了報告  
事業完了後速やかに  
メールで提出

⑥実績報告

事業完了の日から起算して30日を経過した日、または対象年度の3月31日のいずれか早い日までにメールで提出

⑦報告書の受付

⑨受領

⑧書類の審査

⑩補助金の請求

⑪請求書の受付と審査

⑬補助金の受領

⑫補助金の支払い